

新型コロナウイルス感染症対策の更なる拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大は、世界中を震撼させ、国の安全や経済等あらゆるものに大きな打撃を与えている。

大崎市においても2名の感染者が確認され、感染拡大防止対策による休業要請、外出自粛などにより、市民及び事業者は、甚大な影響を受けている。

国の緊急事態宣言は解除されたが、連日、国内での感染が確認されており、安全・安心な生活を依然として取り戻していない状況である。

本市は、2つのラムサール条約登録湿地や世界農業遺産認定など豊富な地域資源を活かし、交流人口の拡大、インバウンド対応等、官民あげて促進しようとしている矢先に、昨年秋の令和元年東日本台風や今回の新型コロナウイルス感染症により、観光客が激減し様々なイベントが中止となり、市民及び事業者は、極めて深刻な状況に陥っている。

よって、新しい生活様式を軸に引き続き感染拡大防止策を継続するとともに、地域経済の立て直しを図ることが必要であり、人の動きと物流を取り戻すため、更なる施策の拡充を進めなくてはならない。

については、国において、下記を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 学校休業の長期化により、子ども達を取り巻く環境が変化しており、学校への負担が大きくなっている。学習の遅れ対策やオンライン学習の充実、心のケア対策まで、子どもの成長に必要な支援を拡充すること。
- 2 学校、学童保育、放課後児童クラブ間の連携強化のための指導員確保や保育園等も含めた感染症対策の体制整備へ支援を講じること。
- 3 医療受診が抑制傾向であることから、地域医療を守る観点から、地域医療機関等の資金繰り対策として、診療報酬等の前払い等の施策のみならず、さらなる支援強化を図ること。
- 4 PCR検査体制等地域における検査体制を充実するため、検査に関する人員の増強などに十分な財政支援を行うこと。
- 5 GoToキャンペーンを実施するにあたり、観光、輸送事業者等が実施する感染防止策に対して、必要な財政支援を講じること。
- 6 家賃支援給付金の要件を5月以降ではなく、3月以降に1カ月でも売り上げが3割以上減少した事業者等を対象とすること。
- 7 甚大な影響を受けている地域経済に対して、地方自治体が柔軟かつ十分な支援ができるよう、今後も確実に真に必要な財政措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年7月7日

宮城県大崎市議会議長 相澤 孝弘

内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策担当)
衆議院議長
参議院議長

殿